

令和5年9月21日(木) 10:00~12:00 (のうち30分間)

大津市障害者自立支援協議会 行動援護に関する研修会 (ヘルプ事業所協議会)

支援手順書の作成に関する講義

社会福祉法人しが夢翔会

大津市発達障害者支援センター 小崎 大陽

0, 自己紹介

1) 事業所

①今年度の受託事業

- ・大津市発達障害者相談支援事業
- ・滋賀県「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」
- ・その他 大津市・滋賀県委託諸事業など

②事業内容のまとめ

「発達障害」に関連して、大津市内・滋賀県内で・・・、

- 個別の専門相談 : 当事者やその周囲の方へ。
- 支援者支援 : 福祉事業所・学校・企業等が発達障害やその疑いのある人を対応するお手伝いや指導助言など。いわゆるコンサルとかスーパーバイズとか。
- 支援体系に関わること : ○○協議会とか□□ネットワークなど**委員など

2) 個人

1, 行動援護について

1) サービス内容

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。(WAM-NET より)

2) 対象利用者

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって常時介護を有する方で、障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(児童にあってはこれに相当する支援の度合)である方(WAM-NET より)

3) 想定される具体的な利用者

いわゆる行動障害タイプの利用者さん(知的障害 and/or 発達障害 and/or 精神障害、あるいは、その傾向)

- ・知的障害 (特に重度)
- ・コミュニケーションや発達年齢に応じた状況理解が苦手
- ・“こだわり”が強い。
- ・衝動性・多動
- ・精神面や言動に波がある
- ・その他

2. 支援計画シート・支援手順書の目的

1) 一般的な居宅系サービス利用までの書式の流れ (一部)

サービス等利用計画

〇〇な状況の人で・・・(そのためのフェイスシート・アセスメント)

個別支援計画 (居宅介護計画等)

そのような状態に基づき、〇〇なサービス。(そのためのフェイスシート・アセスメント)

2) 行動援護における流れ

例えば、家族とうまくコミュニケーションがとれずに、行動障害を呈しているとして・・・

サービス等利用計画

自宅でスケジュール等について家族とのコミュニケーションが難しい。具体的には、外出に関してコミュニケーションがうまくいかずに、大声が出たり外出先で行方不明になってしまう。

実際に外出に出られること、また、それを気持ちよく実行して余暇になることを目的に、行動援護を利用する (ことまでは書いてある。)

個別支援計画 (行動援護計画)

大まかな支援の方向性として、ご本人が分かりやすい・意思決定しやすいコミュニケーション支援をする (ことまでは書いてある。)

ただ・・・

- ご本人にとって分かりやすい・意思決定しやすいコミュニケーションの仕方って？ 現物提示？ 絵カード？ 端的に整理して話す？ こまめに確認する？
- もっと具体的に言えば、選択肢を示すとして、外出時はいつ何個ぐらい示せばいい？ 示す選択肢は？ 興奮等を引き起こすようなNGの選択肢やタイミングはあるの？
- それでうまくいかなかった時の対処法は？
- (ヘルパーが2・3人で、その2・3人が毎日顔を合わせて全利用者について会議をする事業所なら大丈夫かもしれないが、) 上記のような細かな情報をどう共有・統一するか。)

支援計画シート より詳細なアセスメント。支援手順書の根拠。

支援手順書 実際の支援現場での関わり方。5W1Hを具体的に。

3) 書式例 - 支援計画シートおよび支援手順書

以前は、全国的にもモデル書式が無く、現場は混乱。その後、一部の自治体等では出されたが、それが滋賀県・大津市の現場で使えるのか・使いやすいか、には疑問の声もあった。他にも課題があり、令和2年に滋賀県と強度行動障害支援者養成研修講師でモデル書式を作成。それが、令和3年に滋賀県から事務連絡として周知された。

大津市でも行動援護利用者拡大（令和3年7月）に合わせてモデル書式を提示される旨が、自立支援協などで周知されていたが、最終的に県と同様の書式・解釈になった。

本日は、滋賀県からの書式とそれを埋めた例を提示。

3, Q & A (全国的な傾向などから)

1) 支援計画シート

① 特性確認シートとは何か？

支援計画シートの「本人の特性」の4つの欄を、特性確認シートへの記入に代えることができる。

この書式は、ヘルパーが行動援護を実施するために必須の強度行動障害支援者養成研修において、アセスメントを行う演習で使われるもので、国による指導者研修版が滋賀県版にアレンジされている。この書式によって、あまり文章を書かずにポイントを絞ってアセスメントをしやすい。一方で、アセスメントの視点がほとんど自閉症なので、それ以外の点を踏まえにくい。(自閉症特性が強く、それが生活面や支援に影響する部分が多い人だと、効果が高い書式となるか。)

② 「本人の特性」の4つの欄を、それぞれに分けて書きにくい、何を書けばよいのか。

これは、BPSモデルと呼ばれ、10年ほど前から行動障害等に関する全国の研修や滋賀県の相談支援専門員の研修等でも使われてきた。「B」「P」「S」に加えて、発達障害等の人が特にしんどさを感じやすいコミュニケーションの欄を加えている。具体的な詳細は、以下の通り。

	内容	県標準書式	例
B バ イ オ ン (生物)	ご本人の思い等は、関係なくとにかくこういう障害や疾患がある。生物学的内容などで、診断名や脳・身体の特徴など、書き手による解釈を踏まえずに書く部分が多い。	体に関する事	自閉症で、感覚過敏。アトピー。
P サイ コ (心理)	「B」の結果、こんな思いやコミュニケーションになっている。	心や気持ちに関する事	日常の流れに混乱したり、周囲の騒がしさで、イライラしがち。イライラすると、アトピーのかゆみが増悪。ただ、分かりやすい環境では穏やかなことも多い。
		コミュニケーションに関する事	口頭であれこれ伝えると、内容はしっかり伝わりにくく、不調時は行動障害につながりやすい。現物などを見せることが有効。

Social ソーシャル (社会)	そんなご本人の 周囲の状況 は、こんな感じ	社会的・環境に関すること（家庭、施設、学校、地域資源、友人など）	自宅で母と2人の関係の中で、より混乱。ヘルプや学校で、ご本人と母の両方を支えることで、家庭が円満。
--------------------------------	------------------------------	----------------------------------	---

2) 支援手順書

- ① 行きたい所を聞けば答えてくれる人で、**毎回**選んでもらってるので、わざわざ事前に手順書で行先を決めつけなくてもいいのに、と思う。どうなのか？

どのような方法・文脈・状況で尋ねると、気持ちよく決めて楽しんでもらえるか、また、選択される可能性のある行先を、手順書に記入すればよい。

手順書は、事前に行先を決めるため、すなわち、行程表ではない。行先も含めて一定細かく具体的に想定しておく、あるいは、単純に「どこ行きたい？」だけではうまく答えてもらにくい利用者さんとうまくやりとりするために作成する。つまり、行程表ではなく、それでしんどさを抱えやすい利用者さんに、うまくコミュニケーション・意思決定してもらうために作成する。

また、そのような内容は、数多くの利用者・職員がいると口頭の引継ぎ等だけでは職員間で充分共有できない。それに対して、手順書が作成されるという目的もある。

- ② 行先の候補の数だけ手順書を作成するのか？

①にある通り、**支援の手順書であって行程表ではない**。したがって、**行先を選んでもらうためのコミュニケーションの仕方と選択される可能性のある行先**が書けていれば、むしろ1枚になるはずである。

行先ごとに支援内容や注意点が細かく異なる場合は、細かな部分はそれぞれの行先に関するマニュアル等を別添したり、「特記事項」欄に詳記しても良い。ただし、マニュアルの更新と更新日記入等を確実にいき、支援現場で具体的に役立つ内容であるよう留意する必要がある。

- ③ 絵カードの設定が細かくて文字で書ききれないが、どうすれば良いか。

部分的に、実際の絵カードの**写真等を添付する等でも可能**。

具体的に支援をどのように進めるかが具体的に毎回分かり、必要項目が満たされているのであれば、書式は問われない。

- ④ 同じようなスケジュールでも毎日作成しないといけないのか？ 「〇月〇日～〇月〇日分」等を記入して、複数日を一括してはいけないのか。

大津市としては、**似たような手順でも毎回作成**、とのこと。(生活介護や施設入所支援等であれば、支援手順書は本体報酬ではなく、加算にかかる書式であり、一般的にヘルプよりもルーティーンの度合いが高い。しかし、行動援護だと、支援手順書作成・実施が本体報酬そのものであり、例えば連休中とか改装中とか様々な場所・状況がある分だけ支援時により様々な事前想定が必要になる。)

- ⑤ 記録をどのように記入すればよいのか？

i - [参考] 行動障害支援のパターン (WAMNET より)

・ 予防的対応：初めての場所で不安定になり、不適切な行動にでないよう、あらかじめ目的地

での行動等を理解していただく など

- ・ 制御的対応：行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめる など
- ・ 身体介護的対応：便意の認識ができない方の介助 など

※大津市強度行動障害支援者養成研修より「支援を組み立てる時には、まず行動障害を作らないようにすることを考えることが第一」

[小崎追記] 行動障害支援の一番のポイントは、わざわざ行動障害を起こさなくても気持ちよく適切にふるまえるような支援や気をつけておくべきことを踏まえておく支援、すなわち、予防的な支援である。それでうまくいかず行動障害を呈した場合に、制御的支援がある。

ii - 記録記入

モデル書式の場合、**手順書通りに支援が進めば、各スケジュールに○をすることで問題ない**。それ以上の具体的なご本人の行動や支援内容は、わざわざ記録しなくても先に手順書に記載されている。つまり、その時期・その日に対して適切なアセスメントができていて、適切な手順書が書けていて、かつ、ご本人等に不測の事態や不調が無ければ、全てのスケジュールに○を書くだけでよくなるはず、ということである。**(事前の準備＝予防的対応が特徴となる事業なので、その準備＝支援手順書の作成がしっかりできていれば、記録を多く記入する必要はない)**

一方で、**手順書通りに進まなかった、すなわち、想定と異なったり不測の事態等があった場合は、△・×および具体的にその内容や改善点などまで記入する必要がある。**

- ⑥ 手順書と記録様式は、1つの書式に統合しないといけないのか？ 記録のみを1つの書式で蓄積させてはいけないのか？

統合は必須ではない。

ただし、**記録様式を別にした場合、一つ一つのスケジュールに対して○△×が分かるようにしなければならぬ。**

例：

【手順書】				【記録】	
	時間	スケジュール		○月○日	
①	15:30	養護学校発	➔ ×	○月○日	コンビニのトイレ待ち以外は落ち着いていた……
②		ドライブ			
③		コンビニ			
④		公園	➔ ○	○月○日	③以外は○。 ③「コンビニ」は△で、手順書通り入店してすぐにトイレに行ったが、トイレ待ちの列ができていた。トイレを買物の後に変更しようと絵カードで伝えたが、対応できずに「あゝ!!」と店内に響く声が出た。(トイレは、**で済ませた方が良くかもしれない……)
⑤	17:15	自宅に入る			

3) 支援計画シートと支援手順書共通

- ① 同じ時間帯に複数の事業所を使っている人だと、同じようなシートを事業所ごとに別々に作るようになることは、効率が悪いがどうなのか。

現時点で、**法的には各事業所で整備することになる。**

- ただし……、このシートは、アセスメントに関する内容なので、基本的に事業所が異なっ

ても内容が異なるはずはない。また、生活介護等における重度障害者加算でも同様のものを作成している。それを踏まえると、以下のような**情報共有は推奨**される。

- 生活介護事業所から行動援護 ○行動援護事業所(児童)から卒後の生活介護事業所
- 上限管理の事業所から他の事業所 ○ケース会議での共有

○アセスメント自体は分野が異なっても基本的に同じになるはずなわけで、ケースによっては、行動障害部会にて養護学校在学中から支援計画シートを埋めてもらっている。

- 一方で・・・、支援計画シート等に記載の情報も個人情報には変わらないので、**その内容の共有・提供においては「あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要がある。」**(昨年度、厚生労働省 障害保健福祉関係 主管課長会議資料より)

② モデル書式を使わないといけないのか？

必須ではない。県の事務連絡にも、「本様式については、あくまで参考として、お示しするものであり、支援計画シート等として必要な項目を満たした様式であれば、サービス費等の算定に支障をきたすものではございません」との記載がある。

なお、令和2年11月の大津市自立支援協での行動援護に関する研修では、行動障害部会の共通書式を例示させていただいている。また、平成27年にステップ広場ガルで作成された書式(厚労科研「強度行動障害支援者養成研修の評価及び改善に関する研究」(2015年度)に記載)を使用されている法人・事業所もある。その項目や形式は、県のモデル書式作成の過程でも、かなり反映されている。

③ アセスメントは個別支援計画策定前に行っているが、手順書作成前に再度実施すべきか？

手順書を作成できるレベルのアセスメントができていれば、再度の実施は必要がない。つまり、「支援計画シート等として必要な項目を満たした様式」が支援計画作成前に作られていれば、支援計画シートの作成は不要である。その旨が、令和3年度の強度行動障害支援者養成研修指導者研修等でも、厚生労働省より言及されている。(全国的に示されているサービス等利用計画や個別支援計画、および、それにかかるフェイスシート等では、例えば具体的に有効なコミュニケーションの仕方など手順書作成にはアセスメントが不十分であることが多い。)

④ 支援計画シートと支援手順書作成にあたって、最低限必要な項目と量を示してほしいが、どうか？

具体的な項目は、示すことができない。その理由には、手順書レベルで求められることには、利用者の個人差が大きいことがある。例えば同じコミュニケーションにしても、ある利用者さんだと、現状では口頭で尋ねて(+若干の視覚支援)行先を意思決定してもらえば、行先で自由に(ほぼ独力で)楽しめる。一方で、別の利用者さんなら、プールを何往復するかも事前に絵カードで提示しないと、楽しめないことが多い。他には、かなり口頭でやりとりできるが、そのタイミングや文脈の作り方や情報量に配慮が必要である。

このように具体的な項目は示せないが、それにかかる指針は示しやすく、**『慣れてないヘルパーも含めてどのヘルパーがしても変わらない』**というのであれば、**記入しなくて良い**などがある。例えば、コンビニの前まで運転してくればあとは独力で買い物される方であれば、支援内容は「見守り」くらい記入すれば充分になる。逆に、Aさんだとヘルパーが必要な情報を共有するために、具体的な商品名まで記入することになる。